

平成30年7月25日
経済部産業振興課

報道関係者 各位

木更津市空き店舗活用支援事業補助金の創設について

要旨

中心市街地のにぎわいを創出するとともに、市内業者を育成することにより地域経済の活性化を図るため、市内の空き店舗を活用した事業を行う者に対し、予算の範囲内において、空き店舗改修費の一部を最大100万円補助する「木更津市空き店舗活用支援事業補助金」を創設する。

1. 補助内容

①新規出店事業

「木更津市空き店舗情報登録制度」に登録されている空き店舗のうち、中心市街地に所在する空き店舗を改修し、新規出店する場合、予算の範囲内で改修費の1/2（上限50万円）を補助。

※木更津駅西口（みなと口）地区の場合は上限80万円

②店舗併用住宅改修事業

新規出店事業の実施と同時に、生活空間と事業空間の分離に係る改修工事を行う場合、予算の範囲内で改修費の1/2（上限20万円）を補助。

2. 補助対象者

①新規出店事業

空き店舗を賃借または購入し、小売業、飲食業、サービス業（一部業種とフランチャイズチェーン事業は除く）を営もうとする個人または中小企業者等

②店舗併用住宅改修事業

新規出店事業の実施と同時に、店舗併用住宅を改修する場合の空き店舗の所有者

3. 補助対象要件

○共通要件

- ・市税の滞納がないこと
- ・改修工事に着手しておらず、かつ当該年度内に改修工事が完了すること
- ・交付を受けようとする物件について市から他の補助金の交付を受けていないこと

①新規出店事業

- ・申請時において、出店する店舗の賃貸借契約または売買契約を結んでいること
- ・賃貸借契約した空き店舗の所有者、購入した空き店舗の前所有者又はこれらの者と生計を一に

する者若しくは3親等内の親族関係にある者でないこと

- ・大型店内の店舗でないこと
- ・開業後は、地元商店街の実施する事業に積極的に協力するよう努めること
- ・開業後は、原則として週5日以上営業を行うこと
- ・開業後は、夜間営業のみでないこと
- ・開業後は、2年以上継続的に経営を行うこと

②店舗併用住宅改修事業

- ・申請時において、新規出店事業を行う事業主と賃貸借契約を結んでいること

4. 運用開始時期

平成30年8月1日（水）

問い合わせ先

木更津市経済部産業振興課

担当 鈴木 川崎

TEL 0438-23-8460

FAX 0438-23-0075

E-mail sangyou@city.kisarazu.lg.jp

木更津市空き店舗活用支援事業補助金の創設に係る参考資料

①予算額

改修費	300万円（100万円/件×3）
諸経費	10万円（セミナー謝礼）

②空き店舗情報登録制度への登録状況

1. 中央二丁目1番19号（1階）
2. 中央一丁目4番10号（1階・2階）
3. 東中央二丁目10番19号（1階・2階・3階。※1階は成約済み）

当補助事業により、登録物件の増加を促進します。

③近隣市の状況

市町村	補助事業	補助内容
君津市	きみつ魅力あふれるお店づくり事業補助金（新規出店事業）	新たに実施する小売業、飲食業、サービス業その他これらに類する事業を行う場合、店舗改装費の1/2（上限50万円）を補助
	きみつ魅力あふれるお店づくり事業補助金（にぎわい創出事業）	子育て支援や地域情報発信など、地域住民や観光客の交流を目的としたコミュニティ施設の設置および運営を行なう事業を行う場合、店舗改装、備品購入等の費用の1/2（上限10万円）を補助
袖ヶ浦市	創業支援補助制度	官公庁への申請書類作成等に係る経費、外装工事などの設備費広報費の1/2（上限50万円）
富津市	補助制度なし	補助制度なし

④セミナー等の内容（検討中）

【参考】青森県：「空き店舗等活用セミナー・交流会」（H27年度）

○第一弾：空き店舗やシェアショップが可能な店舗を有する商店街と、出店を希望する方々との交流会。その他、行政職員、商工会議所職員、その他県内商店街を活性化したいとお考えの方。中期業診断士の講演後、交流会。

○第二弾：ビジネスプラン作成研修

○第三弾：ビジネスプラン作成研修・マッチング